

10.3 仕上塗材仕上げ

10.3.1 材

料 1. 薄付け仕上塗材（セメントリシン、樹脂リシンなど）の品質は、JIS A 6909（建築用仕上塗材）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、種類は、次表により特記する。

種類	呼び名
外装セメント系薄付け仕上塗材	外装薄塗材C
内装セメント系薄付け仕上塗材	内装薄塗材C
外装けい酸質系薄付け仕上塗材	外装薄塗材S i
内装けい酸質系薄付け仕上塗材	内装薄塗材S i
外装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材	外装薄塗材E
内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材	内装薄塗材E
外装合成樹脂溶液系薄付け仕上塗材	外装薄塗材S
内装合成樹脂溶液系薄付け仕上塗材	内装薄塗材S

2. 複層仕上塗材（吹付けタイルなど）の品質は、JIS A 6909（建築用仕上塗材）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、種類は、次表により特記する。

種類	呼び名
セメント系複層塗材	複層塗材C
ポリマーセメント系複層仕上塗材	複層塗材C E
けい酸質系複層仕上塗材	複層塗材S i
合成樹脂エマルション系複層仕上塗材	複層塗材E
反応硬化型合成樹脂エマルション系複層仕上塗材	複層塗材R E
合成樹脂溶液系複層仕上塗材	複層塗材R S

3. 厚付け仕上塗布材（吹付けスタッコなど）の品質は、JIS A 6909（建築用仕上塗材）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとし、種類は、次表により特記する。

種類	呼び名
外装セメント系厚付け仕上塗材	外装厚塗材C
内装セメント系厚付け仕上塗材	内装厚塗材C
外装けい酸質系厚付け仕上塗材	外装厚塗材S i
内装けい酸質系厚付け仕上塗材	内装厚塗材S i
外装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材	外装厚塗材E
内装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材	内装厚塗材E

4. 上記のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記による。

10.3.2 下地処理

1. 下地面の乾燥期間は、次表による。

下地	モルタル面	ドロマイトイプラスター面	石綿セメント面
乾燥期間	夏季7日以上	14日以上	アルカリ度10以下
	冬季14日以上		

2. 仕上塗材仕上の下地処理は、次による

イ. モルタル及びプラスター下地などでき裂がある場合は、必要に応じてV形にはり、仕上げに支障のないようモルタル又はJIS A 6916（建築用下地調整塗材）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するセメント系下地調整塗材などを充填し、14日程度放置する。

ロ. モルタル及びプラスターなどの下地の場合は、補修箇所にサンダー掛けを行うなどして平滑にする。

10.3.3 工法

- 工法は、吹付け、ローラー塗り又はこて塗りとし、特記による。
- 練り混ぜ、塗り付け等は、各製造所の仕様による。

10.3.4 注意事項及び養生

1. 仕上げ場所の気温が5℃以下の場合は、原則として、仕上げを行ってはならない。やむを得ず、仕上塗りを行う場合は、板囲い、シート覆いなどを行はばか、必要に応じて採

暖する。

2. 夏季に直射日光を受ける壁面に仕上げを行う場合は、急激な乾燥を防止するため、板囲い、シート覆いなどを行い、セメント系仕上塗材は、散水などの措置を講ずる。
3. 外部の仕上げ塗りは、降雨の恐れがある場合又は強風時には、原則として、仕上げを行ってはならない。
4. 仕上げ後、仕上げ面に変色、色むらが生じた場合は、その面の仕上げ直しを行う。
5. 仕上げ面の周辺及び取付け済みの部品などに、汚染や損傷を与えないように養生用の板又はテープ等により保護する。

用語

仕上塗材仕上げ 住宅の内外壁・天井などの化粧と保護を目的とした仕上げで、主として吹付けによって厚さ0.3mmから12mm程度の塗膜（砂壁上、クレータ状などのパターン）を形成する仕上げをいう。

砂壁状吹付け壁 砂壁状の肌に吹付ける仕上げを、総称して「リシン」という。セメントが結合体として使われれば「セメントリシン」、合成樹脂が結合体であれば「樹脂リシン」などという。

関係法令

ホルムアルデヒドを発散する建材の使用規制 建築基準法の改正（平成15年7月1日施行）により、内装仕上げ材及び天井裏等について、ホルムアルデヒドを発散する建築材料の使用が制限されることとなったので注意が必要である。詳しくは1.（一般事項）の項の解説を参照。

ホルムアルデヒドの発散等級について 建材の選定においては、JISに定めるF☆☆☆☆☆レベルの材料又はこれと同等以上の性能を有するものを使用することが望ましい。

施工方法

スプレーガンによる吹付け コンプレッサーや圧送機の力で、スプレーガンから流動体を吹き出させ下地に塗り付ける方法である。そのために強風時など、特に近隣に迷惑をかけ易い工法なので注意が必要である。

10.4 サイディング張り等

10.4.1 サイディング張り

り

10.4.1.1 材

料 1. サイディング材は、特記による

2. 防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430以上、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。
3. シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
4. ジョイナー、防水テープ等は、各製造所の指定する材料とする。

10.4.1.2 工

法 1. サイディング材は、壁面全面に防水紙を張る等の防水処理を行なったのちに取付ける。

防水紙の重ねは、縦、横とも90mm以上とする。防水紙の留め付けは、タッカ一釘で継目部分は300mm間隔に、その他の箇所は要所に行い、たるみ、しわのないように張る。

2. サイディング材の取付けは、目地通りよく、不陸、目違い等のないように行なう。
3. サイディングと土台水切り等の取合いは、10mm程度のすき間をあける。
4. 開口部廻りの防水処理は、防水テープ等により補強する。
5. サイディング材の継目部分は、ジョイナー又はシーリング等によって防水処理を行なう。なお、シーリング材の充填は、10.5.2（工法）による。
6. 水切り及び雨押えの取付けは、5.8（水切り・雨押え）の項による。
7. その他の工法は、各製造所の仕様によることとし、特記による。

10.4.2 下見板張り

1. 外壁仕上げとして下見板張りを行う場合は、次の2から6までによる。
2. 下見板張りとして、シングル又はシェイクを用いる。シングルとは、米杉（レッドシダー）を機械割りにしたもので、シェイクとは、手おの割りしたものである。

3. シングル及びシェイクの等級は、次の3種類とする。
 - イ. No.1 : 柱目のみ (ラベルの色: 青)
 - ロ. No.2 : 柱目+板目 (ラベルの色: 赤)
 - ハ. No.3 : 柱目+板目 (ラベルの色: 黒)
4. シングル及びシェイクの材長は、60cm、45cm、40cmの3種類とする。
5. 外壁下地に防水紙を全面に張り、その上に働く幅間隔に胴縁を受け材として釘打ちし、シングル又はシェイクを張る。この場合、働く幅は材長40cmの時は18cm以内、材長45cmの時は20cm以内、材長は60cmの時は25cm以内とし、最下部においては、必ず2枚合わせ張りとする。
6. 使用釘は、長さ30mm以上、径2.3mm以上の熱処理した亜鉛メッキ釘又はアルミニウム釘のような錆止めを施した釘を用いる。

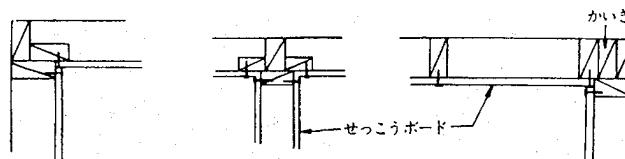
10.5 開口部廻りのシーリング処理

- 10.5.1 材 料 シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- 10.5.2 工 法 1. シーリング材の充填は原則として吹付けなどの仕上げ前に行う。
なお、仕上げ後にシーリング材を充填する場合は、シーリング材被着面に塗料等がかからないよう養生するとともに、シーリング材の施工にあたっては、目地周間にシーリング材がはみ出さないようテープなどで十分養生する。
2. ブライマーを塗布したのち、製造所の指定する時間放置し、指で乾燥を確認しながらシーリング材を速やかに充填する。

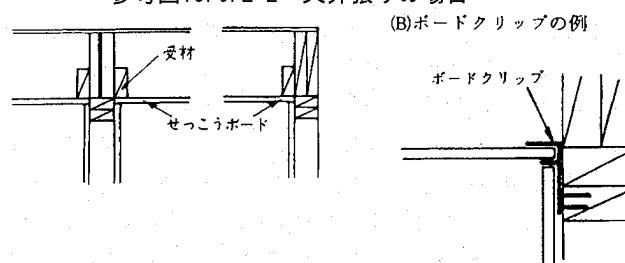
10.6 せっこうボード張り

- 10.6.1 材 料 せっこうボードの品質は、JIS A 6901（せっこうボード製品）の各種類に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- 10.6.2 受 け 材 1. 壁にせっこうボードを取り付ける場合は、隅部に受材（隅柱等）を設ける。
2. 天井にせっこうボードを取り付ける場合は、壁との取り合い部分に、寸法型式204又は204の2つ割（38mm×40mm以上）若しくは、ボードクリップ等を設け受け材とする。

参考図10.6.2-1 せっこうボードのおさまりと釘の止め方（平面図）



参考図10.6.2-2 天井張りの場合



10.6.3 天井張り

10.6.3.1 一枚張り

1. 天井張りに用いるせっこうボードは、 $4' \times 8'$ 版、 $3' \times 9'$ 版又は $3' \times 12'$ 版とする。ただし、やむを得ない場合は、 $3' \times 6'$ 版とすることができる。
2. 天井一枚張りに用いる釘は、G N F 40又はS F N 45若しくは長さ32mm以上、径2.5mm以上のスクリューネイル又はリングネイルとする。又はねじを用いる場合、4.2.3(釘とねじ)の4による。
3. 釘打ち間隔は、根太に直交して張る場合は、外周部150mm以内、根太に平行して張る場合は外周部100mm以内、中間部はそれぞれ200mm以内とする。ただし、ボードクリップを使用する場合、その部分の釘打ちを省略できる。

10.6.3.2 二枚張り

1. せっこうボードの寸法は、一枚張りの場合と同様とする。

2. 天井根太(床根太を含む)に直接取り付けるボード(以下「一枚目ボード」という。)の取り付けは、次による。

イ. 取り付けに用いる釘は、G N F 40又はS F N 45若しくは、長さ32mm以上、径2.5mm以上のスクリューネイル又はリングネイルとする。又はねじを用いる場合、4.2.3(釘とねじ)の4による。

ロ. 釘打ち間隔は、外周部及び中間部ともそれぞれ300mm以内とする。

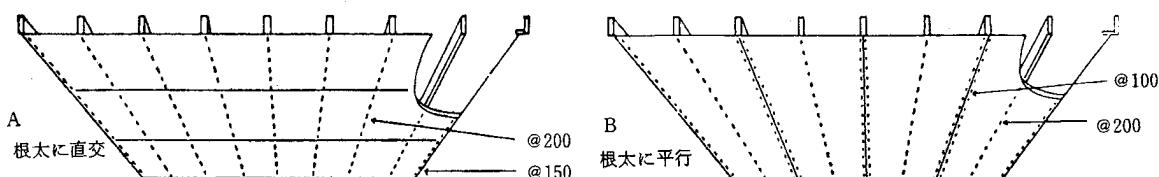
3. 一枚目ボードの上に取り付けるボード(以下「二枚目ボード」という。)の取り付けは、次による。

イ. 取り付けに用いる釘は長さ50mm以上、径2.5mm以上のスクリューネイル又はリングネイルとする。ただし、厚さ9.5mm以上のせっこうボードを2枚張りの場合は、G N F 50又はS F N 50を使用することができる。又はねじを用いる場合、4.2.3(釘とねじ)の4による。

ロ. 張り方は、天井の外周部を除き、一枚目ボードの目地と二枚目ボードの目地が一致しないようにする。

ハ. 釘打ち間隔は、根太に直交して張る場合、外周部150mm以内、根太に平行して張る場合は、外周部100mm以内、中間部はそれぞれ200mm以内とする。

参考図10.6.3 天井せっこうボードの張り方



10.6.4 壁張り

10.6.4.1 一枚張り

1. 壁張りに用いるせっこうボードは、 $3' \times 8'$ 版、 $4' \times 8'$ 版のたて張りか又は $4' \times 8'$ 版、 $4' \times 12'$ 版の横張りとし、 $3' \times 6'$ 版を用いる場合には、上下の継手部分に $38mm \times 40mm$ 以上の受け材を入れ、四周に釘打ちできるようとする。
2. 取り付けに用いる釘はG N F 40、S F N 45、W S N又はD T S Nを用い、耐力壁の場合は外周部100mm、中間部200mm間隔で釘打ちする。ただし、支持壁又は非耐力壁の場合は、外周部及び中間部とも、それぞれ200mm間隔とすることができる。

10.6.4.2 二枚張り

1. せっこうボードの寸法は、10.6.4.1(一枚張り)の場合と同様とする。

2. たて枠に直接取り付けられるボード(以下「一枚目ボード」という。)の取り付けに用いる釘及び取り付け方は、10.6.4.1(一枚張り)と同様とする。

3. 一枚目のボードの上に取り付けられるボード(以下「二枚目ボード」という。)の取り付けは、次による。

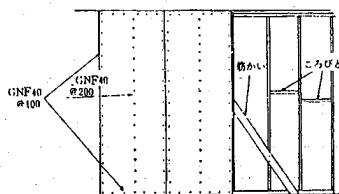
イ. 取り付けに用いる釘は、G N F 50、S F N 50又は長さ50mm以上、径2.5mm以上のスクリューネイル又はリングネイルとする。又はねじを用いる場合、4.2.3(釘とねじ)の4による。

口、張り方は、壁の外周部を除き、一枚目ボードの目地と二枚目ボードの目地が一致しないようにする。

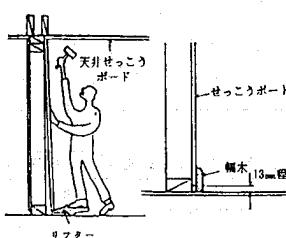
ハ. 釘打ち間隔は、外周部及び中間部とも200mm間隔以内とする。

- 10.6.4.3 その他の
 1. 壁張りに用いるせっこうボードは、リフター等で天井面一杯まで持ち上げ、釘打ちする。
 また、せっこうボードは、床面からの湿気により強度が低下しないようするため、床面から13mm程度離して打ちつける。
 2. せっこうボードを張ったすべての壁の出隅の部分には、溶融亜鉛めつき鋼板等のコーナーピードを取り付ける。

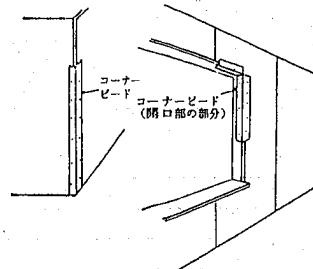
参考図10.6.4-1 耐力壁のせっこうボードの釘打ち



参考図10.6.4-2 壁せっこうボードの張り方とおさまり



参考図10.6.4-3 コーナーピードの取り付け



10.6.5 継目処理

10.6.5.1 材料

せっこうボードの継目処理に用いる材料の品質は、JIS A 6914（せっこうボード用目地処理材）に適合するもの若しくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

10.6.5.2 接合部分

接合部分の施工順序は次表による。

施工手順	紙製ジョイントテープ		グラスメッシュ製ジョイントテープ	
	テープ一突付け部	切断面突付け部	テープ一突付け部	切断面突付け部
① 下塗り	適当な軟度に調節したジョイントコンパウンドをボードの継目部に幅100mm程度むらなく塗り付け、追いかけてジョイントテープを張り、ヘラでしごきながら圧着させる。	ジョイントテープの両側に幅150mm程度ジョイントコンパウンドを塗り付ける。	ボードの継目部に粘着材付きグラスマッシュ製ジョイントテープをヘラで押さえながら張る（ジョイントコンパウンドの下塗りは省略）。	
② 中塗り	下塗りのジョイントコンパウンドが乾燥した後、必要により80～100番のサンドペーパーを用いてサンディングをする。			
③ 上塗り	ジョイントテープが完全に覆われ、全体が平滑になるようにジョイントコンパウンドを以下の幅程度薄く塗り付ける。	150～200mm	400～500mm	150～200mm
				400～500mm
④サンディング	中塗りのジョイントコンパウンドが完全に乾燥した後、必要により80～100番のサンドペーパーを用いてサンディングをし、中塗りのむらを直すよう以下の幅程度薄くジョイントコンパウンドを塗り広げ、平滑にする。	250～300mm	500～600mm	250～300mm
				500～600mm
⑤シーラー塗布	上塗りのジョイントコンパウンドが完全に乾燥した後、120番のサンドペーパーを用いて平滑にする。	ペンキ仕上げの場合は、吸収調整のために、全面にシーラーを塗布する。また必要によりジョイントコンパウンドで全面をしごくか、又は、スポンジなどでジョイントコンパウンドののろがけをシーラーの塗布前に行う。		

10.6.5.3 入隅、出隅及び釘頭
1. 入隅は、ジョイントテープ及びコーナーテープを入隅部に沿ってジョイントコンパウンドとヘラでジョイントテープ等を破らないよう圧着し、継目部分と同様に平坦に仕上げる。

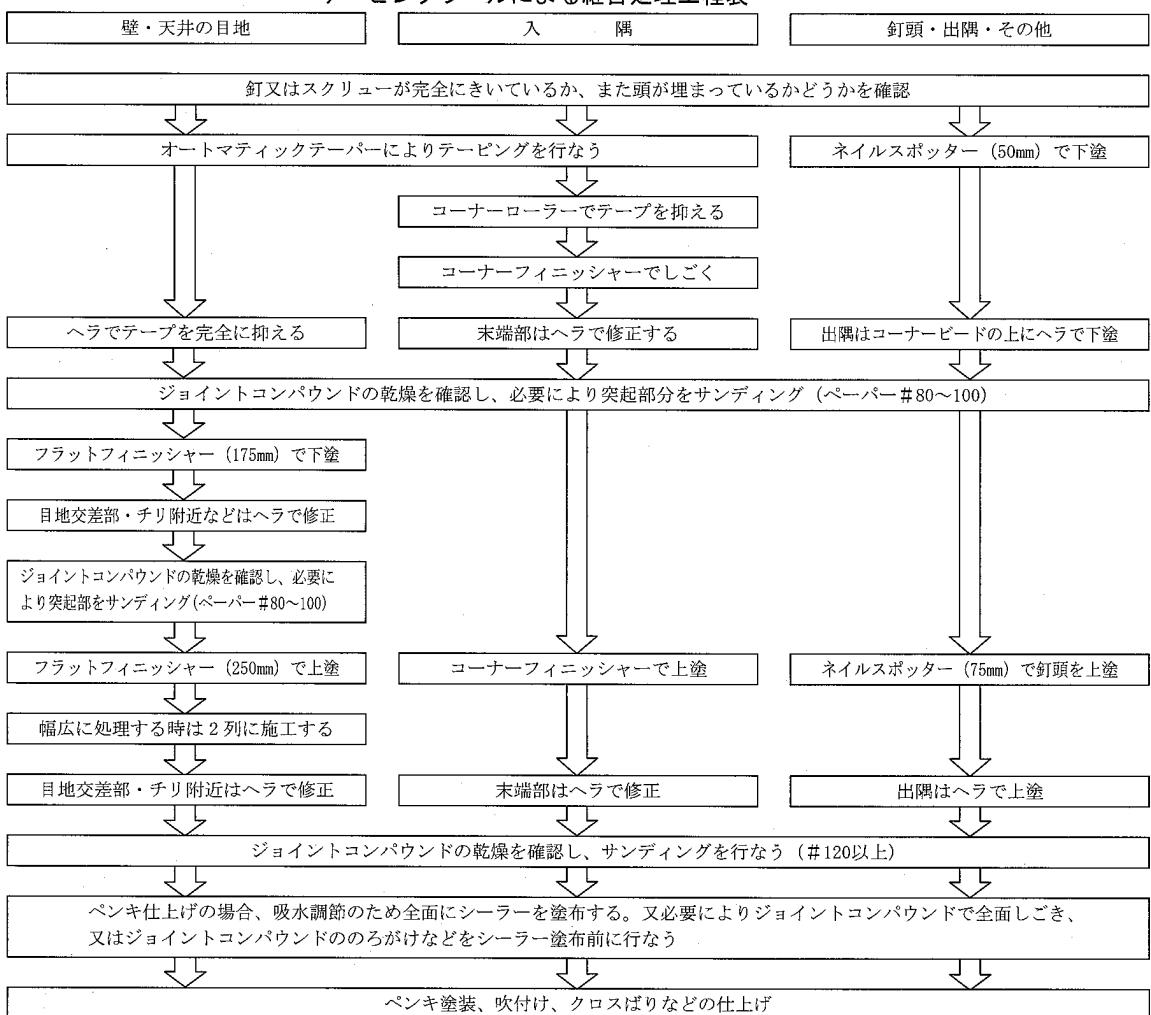
2. 出隅部分は、コーナービード類を釘、ジョイントコンパウンド等を用いて下地やせつこうボード面に取り付ける。取り付けられたコーナービード類の箇所は、継目部分に準じたジョイントコンパウンドの塗り付け、乾燥後のサンディングを行って平坦に仕上げる。

3. 釘頭が、せつこうボード面に完全に埋まっているのを確認、下塗りをし、乾燥後上塗りを行い平滑にする。

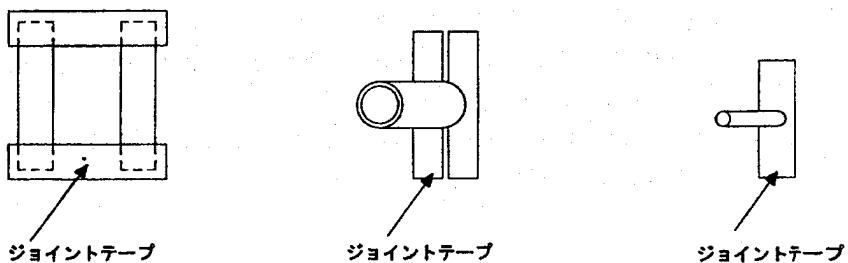
4. 各部分とも上塗りが完全に乾燥後、目のこまかいサンドペーパーでサンディングをする。

10.6.5.4 配管及びコンセントボックス等の周囲
1. ペンキ仕上げの場合の下地処理は接合部分と同様とする。
2. 各種配管及びコンセントボックスなどのまわりは、ジョイントテープを適切に切り、ジョイントコンパウンドで貼り付け、ヘラで十分抑えつける。
3. 乾燥後、ジョイントテープが完全に覆われるようにジョイントコンパウンドを薄く塗り付け平滑にする。

テーピングツールによる継目処理工程表



参考図10.6.5.4 管およびコンセントボックスの周辺



10.7 内装工事

- 10.7.1 一般事項 1. 内外装材料の種類、品質、形状、寸法などは仕様書の各項によるほかこの項による。なお、色合い模様などは、見本品を提出して建築主又は監督者の承認を得る。
2. 内外装材料の取付けに用いる釘、ねじ、接着剤などは、内外装材料及び下地の種類、寸法、性質に応じて選択する。
3. 木造下地の材料、工法は本仕様書の各項によるほか、この項による。
4. 下地は十分乾燥させたうえ、清掃を行って、内装仕上げを行う。
- 10.7.2 床下敷材 床の遮音性を確保する必要がある場合又はその他下敷材を敷く必要がある場合は、下敷材として、厚さ9mm以上のインシュレーションボード、ハードボード、パーティクルボード又はフェルト類を用い、釘打ちにより固定する。
- 10.7.3 フローリングボード張り 1. フローリングの品質及び種類は、特記による。特記がない場合は、フローリングのJASに適合するものとし、種類はフローリングボード、モザイクパーケット、フローリングブロック、複合1種フローリング、複合2種フローリング、又は複合3種フローリングとする。
2. 張り方は次による。
イ. フローリングボード、複合フローリングを根太に直接張る場合は、釘、接着剤を併用し、根太に直角に張る。板そば木口は本実継ぎ、敷居付きは小穴入れ、根太当たりは雄実上から隠し釘打ちとする。
ロ. モザイクパーケット及びフローリングブロックについては、下地をよく清掃したのち、エポキシ樹脂系の接着剤又はウレタン樹脂系の接着剤を下地全面に均等に塗布し、入念に張り込む。
3. 張り上げたのちは、厚手の紙を用いて、汚れや損傷を防ぎ、雨などがかかるないよう入念に養生する。
- 10.7.4 置き
10.7.4.1 材料 置（置床及び置表を含む）の品質は、特記による。
- 10.7.4.2 工法 1. 置ごしらえは、置割りに正しく切り合わせる。縁幅は、表2目を標準とし、筋目通りよく、たるみなく縫い付ける。また、置材には手掛けを付ける。
2. 敷込みは、敷居や置寄せ部などで段違い、すき間が生じないよう、また、不陸などがないようを行う。
3. 縁なし置は、特記による。
- 10.7.5 タフテッドカーペット敷き
- 10.7.5.1 材料 1. タフテッドカーペットは、次による。
イ. 品質及び種類は、特記による。
ロ. 風合い、色合いなどは、見本品を工事監理者に提出して承認を受ける。
2. 下敷き材は特記による。
3. 取付け用付属品は、次による。
イ. グリッパーの寸法は下敷き材の厚さに相応したものとする。
ロ. くぎ、木ねじなどは、黄銅又はステンレス製とする。
4. 接着剤は、使用する材料の製造所の指定するものとし、工事監理者がいる場合には、そ

		の承認を受ける。なお、内装工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記によることとし、トルエン、キシレンの放散が極力小さいものを使用する。有機溶剤系接着剤を使用する場合はその使用量を最小限におさえ、十分に養生期間を設ける等の配慮をする。
10.7.5.2 工法	10.7.5.2 工法	敷込みは、グリッパー工法又は全面接着工法とし、その適用は特記による。ただし、特記がなければグリッパー工法とする。
10.7.6 ビニル床タイル		
張り		
10.7.6.1 材料	10.7.6.1 材料	1. ビニル床タイルの品質は、特記による。 2. 接着剤の品質はJIS A 5536（ビニル床材用接着剤）に適合するもの、又は同等以上のものとし、工事監理者がいる場合には、その承認を受ける。なお、内装工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記によることとし、トルエン、キシレンの放散量が極力小さいものを使用する。有機溶剤系接着剤を使用する場合はその使用量を最小限におさえ、十分に養生期間を設ける等の配慮をする。
10.7.6.2 工法	10.7.6.2 工法	1. 張付けは次による。 イ. 接着剤を、下地面全面に、くし目ごてを用いて塗布する。なお、必要に応じて、仕上材裏面にも塗布する。 ロ. 張り方は、不陸、目違い及びたるみ等のないようベタ張りとする。 2. 張付け後、接着剤の硬化を見計らい、全面を水ぶき等で清掃したうえ、乾燥後は、水溶性ワックスなどを用いてつや出しを行う。
10.7.7 ビニル床シート		
張り		
10.7.7.1 材料	10.7.7.1 材料	1. ビニル床シートの品質は、特記による。 2. 接着剤の品質は、10.7.6.1（材料）の2の項による。
10.7.7.2 工法	10.7.7.2 工法	1. 仮敷きは、必要に応じて行うものとするが、施工にあたっては、割付けより長めに切り、巻きぐせが取れ、十分伸縮するよう敷並べる。 2. 本敷き及び張付けは、次による。 イ. はぎ目及び継手の位置は、各製造所の仕様による。なお、工事監理者がいる場合は、その承認を受ける。 ロ. 施工に先立ち、下地面の清掃を十分に行った後、はぎ目、継目、出入口際及び柱付きなどは、すき間のないように切り込みを行う。 ハ. 接着剤を下地全面に平均に塗布するとともに、必要に応じて仕上材裏面にも塗布し、不陸、目違い及びたるみ等のないようベタ張りとする。 ニ. やむを得ず寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。
10.7.8 壁紙張り		
10.7.8.1 材料	10.7.8.1 材料	1. 壁紙の品質、種別は特記による。また、接着剤及びシーラーの品質、種類は、壁紙の製造所の指定するものとし、工事監理者がいる場合は、その承認を受ける。 2. 接着剤のホルムアルデヒドの発散量に関する品質については、特記による。
10.7.8.2 工法	10.7.8.2 工法	1. 壁紙は、下地に直接又は袋張り（下地に和紙を使う方法）とし、たるみや模様などのくい違いがないよう裁ち合させて張付ける。 2. 押縁、ひもなどを使用する場合は、通りよく接着剤、釘等で留め付ける。
10.7.9 ロックウール吸音板張り	10.7.9 ロックウール吸音板張り	1. 天井張りに用いるロックウール吸音板は厚さ12mm以上とし、1' × 2' 版の千鳥張りとし、根太に無機質系接着剤で貼り付け、長さ25mm、径1.2mm以上、頭径3.5mmの平頭釘を150mm間隔に平打ちする。この場合、ジョイナーを根太に釘で緊結し、釘打ちしないことができる。 2. 金属製又は木製の野縁を用いる場合は、18mm × 50mm以上のものと、18mm × 25mm以上のものをそれぞれ310mm間隔に交互に各根太に釘で緊結し、無菌質系接着剤と釘でじか貼りと同様にとめ付ける。 3. 厚さ9mm以上のせっこうボードを下張り材とする場合は、これに厚さ9mm以上のロックウール吸音板を無菌質系接着剤と釘によってとめ付ける。

用語

畳床 JISは機械床の品質等を規定し、畳床1枚の重量や縦横糸間面積及び縦糸の縫目間隔によって、特、1、2、3級品に分れている。重量が大きく、糸間面積の小さいものほど上等品とされている。

畳床の標準寸法（単位：cm）

種類	長さ	幅	厚さ
100W	200	100	5
92W	184	92	5

なお、化学床にはJIS A 5901（稻わら畳床及び稻わらサンドイッチ畳床）とJIS A 5914（建材畳床）がある。

畳の種類と大きさ 畳の大きさによる種類は大別して、京間（きょうま）、三六間（さぶろくま）、五八間（ごはちま）の3種類がある。

畳の種類と大きさ

名 称	大 き さ
京間（本京間）	191cm×99.5cm (6.3尺×3.15尺)
三六間（中京間）	182〃×91〃 (6.0〃×3.0〃)
五八間（いなか間）	176〃×88〃 (5.8〃×2.9〃)

関係法令

ホルムアルデヒドを発散する建材の使用規制 建築基準法の改正（平成15年7月1日施行）により、内装仕上げ材及び天井裏等について、ホルムアルデヒドを発散する建築材料の使用が制限されることとなったので注意が必要である。詳しくは1.（一般事項）の項の解説を参照。

ホルムアルデヒドの発散等級について 建材の選定においては、JIS又はJASに定めるF☆☆☆☆☆レベルの材料又はこれと同等以上の性能を有するものを使用することが望ましい。

施工方法

ビニル床タイルなど ビニル床タイルは、合成樹脂系タイルのうちで、現在もっとも多く使われているもので、塩化ビニル樹脂を主原料としている。

ビニル床タイルに必要な性能は、歩行感覚、耐水性、耐磨耗性、耐荷重性、施工性などであるが、良い床をつくるには、上記の性能は勿論のこと、下地をしっかりとつくることが大切である。

なお、ビニル床タイル及び床シートの接着はビニル系床材用接着剤を用いて行うが土間などにゴム系のものを用いると完成後、接着剤のにじみ出、ハガレ及びハラミの原因となるのでこのような箇所はエポキシ系及びウレタン系接着剤が用いられる。

留意事項

フローリングボード

フローリングの床への張り付けに用いる接着剤にはトルエンやキシレンの発生の原因となる有機溶剤の含有の少ない酢酸ビニル樹脂系エマルション系接着剤、ウレタン樹脂系接着剤等の利用が有効である。

接着剤の選択等について

接着剤にはトルエン、キシレンを溶剤として多く含有する有機溶剤系のものと、比較的含有量の少ない水性のエマルション系のものがある。ただし、エマルション系接着剤を水まわりや湿度の高い場所に利用すると接着力に問題を生ずる恐れがあるので注意が必要である。

主な施工上の注意点は以下のとおりである。

- 1) 接着材の塗布量は説明書に記載された使用規定に基づいて過不足ないように塗布する。
- 2) 溶剤系接着剤を使用する場合、オープンタイム（接着剤の塗布から張り付けまでの乾燥時間）が不足すると溶剤が残存して、施工後も溶剤臭が残るので、接着剤の使用規定に基づいてオープンタイムをとる必要がある。
- 3) 接着剤の施工中、施工後には換気を十分に行う。
- 4) 一般に有機溶剤は揮発しやすいため、施工直後から有機溶剤の放散が進むが、時間が経過するとその量は急激に少なくなる。したがって施工から入居までは14日程度以上の期間を置く（換気が十分に行われていることが前提）。